

令和 5 年度 第 11 回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和 6 年 1 月 10 日（水） 午後 4 時 00 分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 3 階 会議室			
出席委員 (13 人)	1 番 安谷 潔美	2 番 石賀 英男	3 番 村上 隆	4 番 幅田 高広
	5 番 丸山 環	6 番 小前 茂雄	7 番 久米 繁好	8 番 中本 敏彦
	9 番 足立 紀美世	10 番 前田 正秀	11 番 伊藤 英之	12 番 潮 智博
	13 番 福田 昌治			
欠席委員 (0 人)				
出席推進委員 (12 人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	三浦 勝美	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦
	入江 敏朗	澤田 光秋	秦野 英作	山本 智彦
欠席推進委員 (0 人)				
事務局	事務局長 宮本 徹、補佐 毎田 陽子、主事 田中 登志雄			
提案議案	議案第 48 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 50 号 非農地証明申請について 議案第 51 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 52 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和５年度 第１１回琴浦町農業委員会総会を開催します。 初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
全員	(農業委員会憲章の唱和)
議長	成立宣言を事務局にお願いします。
事務局	ただ今の出席委員は１３名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、令和５年度 第１１回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。以上です。 議長録署名委員の指名ですが、１１番 伊藤委員、１２番 潮委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第４８号 農地法第３条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。 １ページをご覧ください。議案第４８号 農地法第３条の規定による許可申請について 農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。 申請番号２５番 農地の所在 大字別宮■■■■■■■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積２，５７９㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。 本案件は、譲渡人と利用権設定を結び譲受人が耕作している申請地を、双方の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に水稻を耕作される予定です。 売買価格は１筆全体で■■■■■■■■■■円、１０ａあたりでは約■■■■■■■■■■円になります。 以上の１件につきましては、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。 事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 続きまして議案第４９号 農地法第５条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。 ２ページから５ページをご覧ください。議案第４９号 農地法第５条の規定による許可申請について 農地法第５条第１項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。
議長	
事務局	

申請番号 21 番 権利の区分は売買による所有権移転。農地の所在 大字逢束 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積 2,280 m²の内 305.55 m²。申請地は他に 1 筆あり、2 筆の合計面積は 2,625 m²の内 553.99 m²となります。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の法人です。施設の概要は駐車場、申請事由は「駐車場拡張のため」となっています。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農振除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。本案件の転用事業者は、逢束地内で鉄や金属等の回収再生業及び自動車等の解体業を営む法人で、申請地の隣接地に駐車場を整備して使用されていますが、手狭になってきたことから駐車場の拡張を計画して適地を探しておられたそうです。そうした状況の中、申請地の所有者から土地の一部をを譲ってもらえることになり、条件面等でも合意に至ったことから申請をされたものです。

工期については、令和 6 年 4 月から 5 月末までを予定されています。

土地造成等について説明します。申請地では、表土を 20 cm 撤去した後で碎石を 20 cm 程度敷きならして整地を行い、露天駐車場を整備する計画となっています。

資金調達計画について説明します。土地買収費 [REDACTED] 円、埋立整地費、建築費、その他費用の合計が [REDACTED] 円で、それに見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。なお、1 m²当たりの土地買収費は約 [REDACTED] 円です。

被害防除計画について説明します。申請地の排水勾配は東側の水路に向けて 1 % 取りますので、西側隣接農地への土砂の流入及び堆積はないものと見込んでいます。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地の周辺は逢束集落内に位置する小区画の農地で、申請地を含む一団の農地面積が 10 ha 未満であることから、「第 2 種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については、「既存施設の拡張（既存施設の拡充のため既存の施設に隣接する土地において整備される施設）」に該当することから、転用はやむを得ないと考えます。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

1 月 4 日に澤田委員、地区担当の三嶋委員、毎田補佐、私の 4 人で現地確認を行いました。

申請地は逢束の国道 9 号線沿いにある、[REDACTED] に隣接している農地で、4 ページの説明図で確認していただければ分かりますように、北側の県道から [REDACTED] の土地を通るか、西側の町道から [REDACTED] の土地を通るか、いずれかの方法で出入りをしなければなりません。

議長
小前委員

	ん。また、申請地の東側と北側の土地は既に転用許可や非農地証明の許可が出ていて、従業員の通勤車両の駐車場や部品を取るための車の保管場所になっています。事務局の説明にもありましたように、今回の申請は既存の駐車場を拡張するためのものであることから、転用を許可しても問題はないと感じていますが、申請地の南側には青線が存在しているようですので、転用事業をされる際には水路管理者の境界立会が必要だと考えます。以上です。
議長	事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (村上委員より挙手あり)
村上委員	今回の申請では一部面積のみを転用申請されていますが、何か理由があるのでしょうか。
事務局	4 ページの説明図をご覧ください。本案件が一部面積での転用申請となっているのは、すでに農地法の許可を得て駐車場となっている土地に隣接する2筆の申請地を、説明図にあるように分割して利用することを計画されたためです。 なお転用残地につきましては、譲渡人の母親が引き続き野菜を耕作されるということです。
村上委員	分かりました。
議長	その他に何か質問等はありませんか。 (安谷委員より挙手あり)
安谷委員	駐車場■■■■の東側に隣接している、■■■■の土地も駐車場用地になっているのでしょうか。
事務局	駐車場用地になっています。
安谷委員	分かりました。
議長	その他に何か質問等はありませんか。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり県に進達することと決定いたします。 続きまして議案第50号 非農地証明申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	6 ページから10 ページをご覧ください。議案第50号 非農地証明申請について 農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので本委員会の許可を求めます。 申請番号7番 農地の所在 大字八橋■■■■、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積249㎡、判定地目 山林原野。申請地は他

議長 小前委員	に1筆あり、2筆の合計面積は407㎡となっています。利用状況については、「父が野菜を作っていたが、平成10年以降は耕作するものがなく、農地として管理していない。現在は荒廃している。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町内の個人です。 非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本案件は、「耕作不適など、やむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然かい廃した土地で、農地への復旧が困難な土地」に該当するものと考えます。 本件申請地は農用地区域外に位置し、20年以上にわたって耕作されておらず農地とはいえない現況であることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。以上です。 現地確認の報告をお願いします。 1月4日に澤田委員、地区担当の北中委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。 申請地は八橋小学校西側に位置している土地で、現在は人の背丈以上の雑木や竹などが生い茂り、長年農地として管理されていない状況となっていましたし、申請地の周辺はすべて宅地や道路で隣接農地はありませんので、非農地と判断しても問題はないと考えます。以上です。
議長	事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 続きまして議案第51号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当する久米委員、澤田委員は退席をお願いします。 (久米委員、澤田委員の退席を確認)
事務局	議案第51号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。 11ページをご覧ください。議案第51号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。 申請番号1番 農地の所在 大字光好[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積944㎡。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は3,909㎡となっています。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。10a

議長	当りの借賃は[REDACTED]円、始期は令和6年1月11日、終期は令和9年10月10日、期間は3年間で新規、内容は飼料となっています。 申請番号2番から、21ページの申請番号18番までの外17件についてはご覧のとおりです。 22ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。 申請番号19番 農地の所在 大字八幡[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3,989㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は無償、始期は令和6年1月11日、終期は令和9年1月10日、期間は3年間で新規、内容は水稻となっています。 申請番号20番から、28ページの申請番号32番までの外13件についてはご覧のとおりです。 以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。 事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 (久米委員、澤田委員の復帰を確認)
事務局	続きまして議案第52号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 事務局の説明をお願いします。 29ページをご覧ください。議案第52号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。 申請番号95番 農地の所在 大字大杉字[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積2,896㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者、転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。10a当りの借賃は[REDACTED]円、始期は令和6年3月1日、終期は令和11年2月28日、期間は5年間で新規、内容は飼料となっています。 申請番号96番から、34ページの申請番号104番までの外9件についてはご覧のとおりです。 次に「所有者・機構間契約」について説明しますので、35ページをご覧ください。

	申請番号１０５番 農地の所在 大字鋤字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積３，２５８㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。 １０ａ当りの借賃は無償、始期は令和６年３月１日、終期は令和１２年２月２８日、期間は６年間で新規、内容は機構中間保有地再生活用事業となっています。 これは、農用地区域内に位置する遊休農地を耕作可能な状態に再生する、県の補助事業を活用することを目的とした利用権設定です。この事業の対象となった農地は、鳥取県農業農村担い手育成機構と６年間の貸借契約を結び、最初の１年間で草刈りや石の撤去、雑木の伐採や耕うん等の作業を担い手育成機構が行い、残りの５年間で認定農業者等の担い手に貸し出す予定となっていることから、今回の申請では借受人が担い手育成機構となります。 なお申請番号１０６番についても、申請番号１０５番と同様の内容となっています。 以上につきましては、農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものになります。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。
中本委員	(中本委員より挙手あり) 申請番号１０５番と申請番号１０６番について質問します。かなりの作業を予定されているようですが、いずれの申請地ともに１年後には耕作できる状態になるのでしょうか。
事務局	最初の１年間で農地を完全に再生し、２年目以降は借受人に貸し出す予定となっています。
中本委員	分かりました。
議長	その他に何か質問等はありませんか。
議長	(質問等無し) 質問等が無いようですので、特に意見はなしとすることとします。
中本委員	その他に移りたいと思います。農家相談の報告についてですが、１２月１９日に行われた農家相談の報告を中本委員にお願いします。
議長	(農家相談１件報告) 次に１月４日に行われた農家相談ですが、相談者は無かったということでした。 こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。 無いようですので、以上を持ちまして令和５年度 第１１回琴浦町農業

委員会総会を終了します。

